

# まちネットニュース

社会教育の推進

まちづくりの推進

環境保全の推

70号

URL . <http://www.machi-net.org/> に同時掲載しています。

発行責任者 NPO法人・まちづくりネットワーク

小池 貞三郎

〒306-0041 古河市鴻巣758番地 Tel・Fax 0280 47 0033

当法人は、三桜工業株式会社の支援により設立されましたNPO認証法人です。

環境保全の推進活動



## 地球環境保護に関する条約の歩み

### 背景に「沈黙の春」と「成長の限界」

昨今の地球環境に触れた記事や番組の中では、必ずといってよい程、条約の名前に出会います。そこで今回は地球環境に関する条約の歩みについて触れてみることにしました。



### 産業公害は20世紀初頭から・・・地球環境問題は20世紀半ばから表面化

1760年代にイギリスで始まった産業革命は、19世紀初頭に入るとヨーロッパ大陸やアメリカに波及。

20世紀に入ると大量生産方式が定着し、20世紀半ばから廃棄物の問題が表面化。やがて単純系の産業公害から複雑系の地球環境問題へと発展。

### 1970年代以降は環境への世界的な関心が高まり、地球環境保護に関する条約がラッシュ

1971年には・ 渡り鳥の水鳥などを保護するためには国際的協力の下に湿地を保全する必要性が叫ばれていたことが背景となり、イランのラムサールで(正式名称)-「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(略称)-「ラムサール条約」(Ramsar Convention)を採択。1975年に発効。

1972年には・ 英国のロンドンで、高レベルの放射性廃棄物や水銀などの有害廃棄物の海洋投棄を国際的に規制する(正式名称)-「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」(略称)-「ロンドン・ダumping条約」(London Dumping Convention)を採択。1975年に発効。

1973年には・ 絶滅の恐れのある野生動植物について、それらの輸出国と輸入国の協力の下に国際取引を規制して野生動植物を保護することを目的に、米国のワシントンで(正式名称)-「絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(略称)-「ワシントン条約」(Washington Convention)を採択。1975年に発効。

(2面に続きます。)

(1面からの続きです.)

1979年には・1970年代になると、化石燃料による二酸化硫黄、窒素酸化物の増加により、主に欧米で酸性雨が観測され、森林や湖沼などへの生態系が懸念される一方で、東アジア地域では各国の経済発展に伴い、越境大気汚染による影響が懸念されるようになりました。その対処策として「長距離越境大気汚染条約」を採択。1983年に発効。



1985年には・南極上空においてオゾンホール現象が観測され、オゾン層を保護する目的で、(正式名称)-「オゾン層の保護のためのウィーン条約」(略称)-「ウイーン条約」(Vienna Convention)を採択。1988年に発効。

1989年には・1980年代になりますと先進国が自国の産業廃棄物を開発途上国へ持ち出し、不適切な処理や不法投棄で問題が多発してきました。国連環境計画(UNEP)を中心に、スイスのバーゼルにおいて、(正式名称)-「有害物質などの国境を超える移動とその処分に関するバーゼル条約」(略称)-「バーゼル条約」(Basel Convention)を採択。92年に発効。



一方、この1989年には、オゾン層破壊物質を規制する目的で、(正式名称)-「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」(略称)-「モントリオール議定書」が発効しています。

### 相次ぐ条約成立の背景に、「沈黙の春」から「成長の限界」への流れ

1962年にはDDTをはじめとする化学物質が地球に及ぼす悪影響を鋭く指摘した海洋学者レイチェル・カーソンの代表作「沈黙の春」が、世界の多くの人々に反響を与え、このことが米国の環境保護庁(EPA)設立に結びついたといわれています。

一方、天然資源の枯渇、公害による環境汚染の進行など人類の危機に対して、可能な回避の道を探るために、世界の科学者、経済学者などが中心になって、1970年に設立した民間組織の「ローマクラブ」は、マサチューセッツ工科大学に研究を委託し、「沈黙の春」出版から10年後の1972年に「成長の限界」を出版。その概要は「工業化・人口増加・汚染・食料生産や資源の利用などの伸びが現在のまま不変であれば、100年以内に地球上の成長は限界に達し、危機的な状況を迎えることになる。」という警告でした。

数々の地球環境保護条約が成立した背景には、このような警告の存在がありました。

### 試して見ませんか・・・漢字読み取りテスト



— その2 —

前号に引き続き、漢字10題。10点満点で、あなたは何点ですか？

啄木鳥	地境	年百年中	小忠実	予予
戯者	不束	真面	益荒男	犇めく

(正解例は3ページ下欄に掲載)

**燃料電池の実用化への動き活発に**

最近の科学雑誌や新聞などでは、燃料電池の実用化への事例がいろいろと報道されています。  
 例えば、工作機械メーカー・大学・ビール会社の連携で、有機物から水素を生成する微生物を安定的な状態に制御する技術を開発して、パンやジャガイモなどの廃棄物から安定的な量の水素を取り出すことに成功。一方では、ガス会社が都市ガスから取り出した水素を燃料にして、発電時の熱を使い温水も供給する家庭用の燃料電池コージェネレーション(熱電併給)システムを導入する動き。

**日本で初めての新元素発見？**

原子の構造は、原子核の周りを電子が回転し、その原子核の中には陽子と中性子の他、この二つの粒子を安定させる中間子などから構成されています。  
 今回、理化学研究所が発見された元素は原子核に陽子113個を含む重い新元素。原子の核は重くなると壊れやすく、放射線を出しながら、より軽い原子へ。ウラン(陽子92個)より重い元素は天然にはほとんどなく、人工的につくりだされ、新発見が積み重ねられているという。今回の新元素も次々にアルファ線を出し核分裂。寿命は0.0003秒とのこと。

**今の動き**

**将来を見据えた「リナックス」普及策**

民間の研究所やIT関連企業9社はこの程、無償基本ソフト(OS)「リナックス」を小中学校生でも使い易いリナックス対応の応用ソフトなどを開発。同ソフトを小中学校に普及させるために連携。企業側は小中学校生のうちにリナックスに慣れてもらい、やがては自治体や企業などでリナックス搭載のパソコン普及の素地づくりを行うという。  
 政府は「ウィンドウズ」の独占状態解消のためにリナックス普及の政策を打ち出していることが報道されています。

**温暖化ガス排出権を巡る官民の動き**

京都議定書の来年度2月発効予定を前にして、官民両サイドから温暖化ガスの「排出権」に関する動きがみられます。先ず国の動きは、日本企業が途上国等に省エネ導入支援などを行って相手国から取得した「排出権」を国が買い取ることを検討。  
 一方民間サイドの動きは、自動車、電気電力会社などの大手企業35社が国際協力銀行などと協力して「日本温暖化ガス削減基金」を創設して、海外から排出権を購入するという。



**ご存知ですかコーナー**

**バイオインフォマティクス  
(bioinformatics)**



「生物情報科学」ともいわれています。情報技術(IT)とバイオテクノロジーとを組み合わせ、コンピューターを使い、遺伝子の機能を解析する手法のこと。遺伝子に関する膨大な量のデータをコンピューターで解析できるようになり

近年の遺伝子研究が発達したといわれています。日・欧・米の国際プロジェクトなどで、ヒトゲノム(全遺伝情報)の進んでいる中、今後、遺伝子の機能を調べる際などに不可欠の手法とされています。

**2ページの漢字読み取りテストの正解例**

- |                |              |                   |             |              |
|----------------|--------------|-------------------|-------------|--------------|
| ほとどぎす<br>たわけもの | じざかい<br>ふつつか | ねんびやくねんじゅう<br>まとも | こまめ<br>ますらお | かねがね<br>ひしめく |
|----------------|--------------|-------------------|-------------|--------------|

# 市民紙上セミナー

講師・CFP・高橋 昭夫 先生  
日本ファイナンシャルプランナー協会正会員  
栃木県金融広報委員会金融アドバイザー



## 暮らしとタックスプラン(税) - その4

### < 所得区分と主な内容 1 >

#### 所得区分について

所得税法上、所得の種類は10種類に区分されます。  
これは、それぞれの所得の基になる収入を得るために要した労力や必要経費、期間等が異なるものについて、不公平感が生じないように税額を算出しています。

- |        |        |         |        |        |
|--------|--------|---------|--------|--------|
| ・ 利子所得 | ・ 配当所得 | ・ 不動産所得 | ・ 事業所得 | ・ 給与所得 |
| ・ 退職所得 | ・ 譲渡所得 | ・ 山林所得  | ・ 一時所得 | ・ 雑所得  |

#### 主な内容について

##### 1) 利子所得

利子所得に該当するものは、4種類で、支払い時に20%の(所得税15%住民税5%)の税率により源泉徴収され、課税関係が完了します。

預貯金の利子(社内預金の利子も含む)  
公社債の利子  
合同運用信託(金銭信託、貸付信託)の収益分配金  
公社債投資信託の収益の分配金

##### \* 間違いやすい事例

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| ・ 知人や会社に対する貸付金の利子 | 雑所得 |
| ・ 公社債の償還差益        | 雑所得 |

##### 2) 配当所得

一般の法人から受ける利益の配当や剰余金の配分(出資に係わるもの)および公社債投資信託以外の証券投資信託収益の配分などをいう。

#### < 一般的な税率 >

適用期間	所得税	住民税
H16.1.1 ~ H20.3.31日	7%	3%
H20.4.1日以降(本則)	15%	5%

- \* 課税方式 = 源泉分離(申告不要)
- \* 総合課税選択の場合は確定申告必要。